

## 神戸市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領

制定 平成18年4月1日  
保総計 第167号

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市成年後見制度利用支援事業要綱（平成18年4月1日保総計166号。以下「要綱」という。）に基づき、市長が行う助成事務について必要な事項を定めるものとする。

(助成額の範囲)

第2条 審判請求の助成額は、これに要する費用に相当する額とする。

2 後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）の報酬に係る助成額は、家庭裁判所が決定する後見人等の報酬額の範囲内とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

(審判請求費用の助成申請)

第3条 後見等開始の審判請求費用助成の申請については、後見等開始の審判請求費用助成申請書（様式第6号）により行わなければならない。

(審判請求費用の助成申請者への通知)

第4条 要綱第4条第2項に定める通知については、市長が、審判請求費用助成（決定・変更・却下）通知書（様式第1号）により行う。

(後見人等の報酬助成の申請)

第5条 後見人等の報酬助成の申請については、後見人等の報酬助成申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(後見人等の報酬の助成申請者への通知)

第6条 要綱第5条第2項に定める通知については、市長が、後見人等の報酬助成（決定・変更・却下）通知書（様式第3号）により行う。

(申請者の報告義務)

第7条 要綱第6条に定める報告については、資産状況等の変更報告書（様式第4号）により市長に行わなければならない。

(助成の中止)

第8条 市長は、要綱第7条に規定する助成の中止を決定したときは、助成中止通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。